

保存樹木指定 ☒ここがポイント



世田谷区みどり政策課

日頃より世田谷区のみどりの施策にご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

保存樹木の新規指定について多くのご相談をいただいておりますが、なかには幹周などの基準を満たしていても指定にいたらない場合があります。そこで、私たちが指定の際、基準以外に確認していることをご紹介します。

1. 理想的な保存樹木とは

- * 樹勢（樹木の健康状態）が良く、樹形が優れているもの
- * 適切な剪定・管理がされているもの
- * 地域住民に親しまれ、将来にわたって保全が期待されるもの

2. 樹木の状態について

- * 枝や幹、根株周辺にキノコ等の菌類、害虫等は発生していないか
- * 枯れ枝や折れ枝、幹の剥がれや空洞はないか
- * 家屋や電線に触れている枝はないか などの状態を観察します。



3. 樹木の位置について

樹木の状態は良好でも、立地や越境により指定が難しいことがあります。

具体例としては、枝葉が大きく敷地外へはみ出している、不安定な斜面地に生えていて管理が困難とみられる、枝の落下や倒木の際に大きな被害が予想される、などの場合が挙げられます。

長期的に樹木を保存していくという観点から、慎重に指定の可否を判断させていただきます。

4. 日頃の剪定・管理について

指定後も、樹木の管理主体は所有者となります。

樹木を良好な状態に保つよう、適宜、剪定などの手入れを行い、将来にわたって保全するよう努めていただきます。
また、近隣にお住まいの方々と良好な関係を築いていくことも大切です。

現地確認の際には、このようなことについても確認させていただきます。

◎ 指定時のご相談

みどり政策課(保全担当) 03-6432-7904

◎ 剪定支援のご相談

世田谷公園管理事務所 03-3412-7841

北沢公園管理事務所 03-5431-1822

玉川公園管理事務所 03-3704-4972

砧公園管理事務所 03-3417-9575

烏山公園管理事務所 03-3308-0731

